

〔研究ノート〕

## 碁盤の製作と御山守内木家

萱場 真仁

はじめに

- 一 近世の囲碁と碁盤
  - 二 木曾代官山村甚兵衛と碁盤の調達
  - 三 加子母村における碁盤の製作
    - (一) 木曾材木奉行からの注文
    - (二) 碁盤の製作と発送
    - (三) 製作代の徴収
- おわりに

はじめに

平成三〇年(二〇一八)度から徳川林政史研究所が取り組んでいる岐阜県中津川市加子母地区の内木哲朗家所蔵史料調査は、令和四年(二〇二二)度までの間で計一二回実施されてきた。

内木家は美濃国恵那郡加子母村の草分けとして庄屋を勤め、享保一五年

(一七三〇)から六代にわたって尾張藩の「三浦・三ヶ村御山守」に就任してきた家である。「三浦・三ヶ村御山守」(以下、本稿では「御山守」と略記)とは、信濃国筑摩郡王滝村の三浦山と、木曾山南西に位置する美濃国恵那郡の川上・付知・加子母の三ヶ村(以下、本稿では「濃州三ヶ村」と標記する)の御山の管理を担った役職で、内木家の当主は代々、御山守に就任すると彦七もしくは彦七郎を通称し、嫡子は御山守見習に就任すると善右衛門もしくは善左衛門を名乗るのが通例であった。<sup>(1)</sup>

三浦山が信濃・美濃・飛驒の三国の境界に位置していたこともあって、御山守にはその境界を明確にするための「御境伐明ヶ」が重要な職務の一つとして位置づけられていた。これに加え、三浦山ならびに三ヶ村の御山の見廻りや盗伐の摘発、村方からの森林利用に係る願書を木曾材木奉行へ取り次ぐといった職務も、近世を通じて同家は担うようになった。<sup>(2)</sup>したがって、内木家には当該地域における森林管理や活用に関する史料が多く所蔵されており、これら検討・分析を通じて、近年尾張藩の森林管理の様相や、樹木の育成過程の一端が明らかにされつつある。<sup>(3)</sup>

ところで、従来尾張藩領木曾山に関する研究は、同地が良質なヒノキを産する地域であったこともあり、おもに幕府や尾張藩による御用材生産の制度や技術に関する内容を中心に蓄積されてきた。しかし内木家文書をみてみると、加子母村をはじめとする村々では、百姓たちの手によって多様な林産加工品も生産されてきたことが明らかである。<sup>(4)</sup>

もちろん、百姓たちによる森林利用は、木曾材木奉行に対して願い出をしたうえで実施が許可されてきたものであるが、加子母村をはじめとする濃州三ヶ村の百姓たちは、御用材になり得ない「生立悪敷木」<sup>(5)</sup>や「御用立不申木品」<sup>(6)</sup>を積極的に活用することで、自身の生活の糧としていた。御山守内木家は、彼らの森林利用の願い出を木曾材木奉行へ取り次ぐ役割を果たしたり、生産場所の見廻りや製品発送にあたっての検査などをおこなったりしていた。

一方で、尾張藩の役人たちも、御用材とは別に、木曾山の森林資源を個別に利用することがあった。そのうちの 하나가、本稿で紹介する「碁盤」である。実は内木家文書をみていくと、これら碁盤を製作するにあたって御山守内木家が役人たちから直接依頼を受け、樹木の選定や製作そのもの担っていたことが確認できる。

そこで本稿では、御山守内木家が碁盤の製作にあたって具体的にどのような動いていたのかについて明らかにし、当該地域における御山守の役割について考察することを目的としたい。

なお、本稿ではおもに「御山方御用并諸事日記」と内木家「御用状留」を検討対象史料として扱っていく。「御山方御用并諸事日記」(以下、「日記」と略記)は、内木家一代目当主の内木彦七武久が公務(御山方御用)と日々の生活(諸事)を詳細に書き記した記録で、宝暦一三年(一七六三)から

安永四年(一七七五)までの計一〇冊が現存している。<sup>(7)</sup>一方、内木家「御用状留」は木曾材木役所をはじめとする尾張藩の役所からの通達や、村の百姓たちからの願い出を取り次ぐにあたって作成した書状類などを年ごとに書き留めた帳面である。本史料は、内木家と徳川林政史研究所にそれぞれ所蔵されており、それらをすべてそろえると、元文五年(一七四〇)～慶応二年(一八六六)までのもの全九五冊となる。<sup>(8)</sup>

いずれの史料も、御山守内木家の勤務実態や人びとの生活実態を解明するうえで極めて有用な史料であり、近世の内木家や加子母村を知るためには、基本史料に位置づけることができる。本文中でこれら史料を引用する際には読点を打ち、旧字体・異体字は適宜新字体に改めた。史料中の傍線や記号も筆者による註記である。

## 一 近世の囲碁と碁盤

最初に碁盤の製作方法などについて簡単にまとめておく。

碁盤は文字通り碁を打つために用いられる盤面である。碁は古代中国を起源とした室内遊戯の一つであり、江戸時代になると、本因坊家や安井家など、碁の技芸を専門的に継承する一族が輩出されるようになった。

元来、碁は賭け事の一つとしても捉えられていたため、幕府はこれを禁じ、「碁所」を創設して本因坊家に統轄させた。<sup>(9)</sup>以来、武士や僧侶らの間での娯楽として嗜まれるようになり、後述する木曾代官山村甚兵衛や木曾材木方の役人たちも、名古屋出張の折や職務の合間などにおこなっていたことが確認できる。<sup>(10)</sup>

このような碁を打つ際に使用される碁盤は、まず伐採した丸太から木取



図1 碁盤屋 (近藤清春「今様職人尺百人一首」〔国立国会図書館所蔵〕より)

りをおこない、木取りした盤面を数年間乾燥させてから、脚の部分やそれを接合させるための「ホヅ穴」、さらには乾燥による割れ防止のために背面中央部に作られる四角錐状の「血溜り(音ウケ)」などを作成する。盤面となる木材の乾燥の期間は、薄い盤面の場合は三年、厚い盤面であれば一〇年を要することがある。

その後、盤に脚を取り付けたり目盛り線を引いたりする作業をおこない、蟬を塗って全体に艶を出す作業を経たうえでようやく完成となる。したがって、盤面となる木材の乾燥期間を合わせれば、一つの碁盤を製作するには、数年間を要するのが通常であるといえる。

なお、碁盤となる樹種は、ヒノキ・サワラ・モミなどで製作される場合もあるが、最も適切な樹種はカヤ(栲・樺)といわれている。カヤは樹種として堅く耐久性があり、加えて弾力性もあるという特徴を持っている。そ

のため、碁石で盤面を叩いたとしても指が痛くならず、碁盤の樹種としては非常に良いとされている<sup>(1)</sup>。また、木取りの方法についても木目の現れ方によって異なっており、最も難しく高級品に位置づけられるものから順に、四方柁・天地柁・天柁・追柁・板目といった方法がある。このうち、最も木取りが難しいとされる四方柁は、表面・裏面・両側面の四面を直線の木目になるように切り取る方法で、一本の丸太から取れる量も少ないため、碁盤のなかでは最高級品とされている<sup>(2)</sup>。

こうした碁盤は、近世には図1に示したような専門の職人(碁盤屋)などによって製作されたものが多いが、内木家文書をみていくと加子母村においても村の者たちによって製作されていたことが判明する。ただし、榊木や烏鶯のような他の林産加工品とは異なり、碁盤の場合は代官や木曾材木奉行らの依頼によって製作が開始され、依頼者である代官や奉行らのもとへ直接運ばれた。

以下、御山守内木家が加子母村における碁盤の製作にどのように関わっていたのか、具体的な事例を二つ挙げながら紹介してみたい。

## 二 木曾代官山村甚兵衛と碁盤の調達

最初に、山村甚兵衛からの依頼について取り上げる。安永三年(一七七四)六月一日、内木彦七の「日記」には以下のような記事がみられる。

〔史料一〕<sup>(3)</sup>

夕方付知忠五郎来ル、木ぞ福嶋山村甚兵衛殿令碁盤相成候四方木口之榊尋有之、所々承合候処、飛州ニ而相談いたし候処、当八月迄ニ返答可申由ニ御座候、右相談相調候ハ、此筋持送り申ニ可有之候間、

御通し被下様相頼候旨、善右申聞候付、前方も此筋飛州迄荷物通し度旨願有之由ニ候得共、相濟不申候、此度も我等了簡ニ而ハ難通候間、一往相伺、追而否可申渡旨、善右分爲申渡候処、いまた決シ候儀ニ而ハ無之、弥相談相極り申儀ニも候ハ、当秋又々御願可申旨、其節御取次被下様申置帰候由善右申聞候、此節ハ彦七休ミ居申候而不逢也、四方木口差渡式尺式寸、碁盤式枚ニ而代金拾貳両程ニ而相調呉候様、甚兵衛殿分たのミ有之由、

これによれば、六月一日の夕刻に付知村から忠五郎<sup>14</sup>という者がやって来て、木曾福島山村甚兵衛から「四方木口之櫃」がないかどうか尋ねられたと述べた。彦七はちょうどこのとき休息をとっており、忠五郎の対応は息子の善右衛門がおこなったようだが、忠五郎は続けてこの件に関して飛驒国まで問い合わせたこと、そしてその結果八月までに飛驒国から問い合わせの回答が得られるようになったことを善右衛門に伝えた。そのため、もしこの話がまとまった際には、碁盤の発送を滞りなくおこなえるよう、番所通行の際の仲介を彦七に依頼しに来たのであった。

善右衛門は、以前も飛驒国からの荷物を通したいという願い出がなされたものの、そのときは許可が得られず、自分たちの一存で荷物を通過させることはできないのではないかと回答した。そこで、一応この件について問い合わせをおこない、そのうえで許可が得られたか否か回答することにしたいと答えた。すると、忠五郎は飛驒の方からまだ回答が得られていないため、秋になったらまた願い出るようにする旨を伝えたいうえで、そのときに宜しく取り計らってくれるよう善右衛門に依頼してその日は帰っていった。なお、山村甚兵衛の碁盤は「四方木口」で木取りした直径二尺二寸(約六六センチ)の碁盤二枚で、それらを一二両ほどの製作代金を以て依

頼してきたとしている。

ここで碁盤の製作を依頼した木曾福島山村甚兵衛とは、木曾代官を世襲した山村甚兵衛のことを指している。山村家はもともと、信濃国の木曾谷を支配していた木曾氏の一族・家臣で構成された木曾衆のうちの一人で、初代山村良勝が関ヶ原の戦いで東軍に属した際には、中山道進軍の先導を務めたとされる。その後、徳川家康によって江戸に幕府が開かれた際には、家康より木曾谷村々の支配と木曾福島山村の管理を命じられ、元和元年(一六一五)八月に木曾谷が尾張藩領に組み込まれるに伴い、山村家も尾張藩属となった。以後、山村家は尾張藩に属しながらも幕府の御用を引き続き務めることとなり、代官として関所の管理と村々の支配を担うだけではなく、木曾山から幕府御用材を伐採・運送するにあたっての手配も、寛文五年(一六六五)正月一四日まで担っていた。<sup>15</sup>

山村甚兵衛の名は、代官就任にあたって世襲する名前で、安永三年の段階では八代良啓が該当する。山村甚兵衛が、なぜこのとき付知村の忠五郎を通じて碁盤二枚の調達を依頼したのか、その詳しい経緯は不明であるが、後に九代目を世襲する良由が名古屋へ出張する際につけていた日記をみてみると、良由が勤務の合間に仲間内でたびたび碁を打っている姿が確認できる。<sup>16</sup>したがって、当時山村家では碁が趣味・嗜好として嗜まれていたことがうかがえ、個人的に碁盤が必要になったと考えられる。

また、山村甚兵衛が依頼した「四方木口」の碁盤は、盤の四方に斜めの木目文様があらわれるように木取りした碁盤のことで、四方桎以上に切り取りが難しく、文様から魔除けの盤として珍重されたものとされる。<sup>17</sup>そのため、実用的な碁盤というよりは、贈答品などとして調達しようとした可能性もある。

この後、碁盤となるカヤが飛騨国で調達・製作され、無事発送されたのかどうかについては、これ以後詳細な記事がみられないため判然としない。しかし内木彦七や善右衛門は、代官から依頼された碁盤が発送された際、番所を無事通行させられるように手配する役割を担っていたことが「日記」からは明らかである。

### 三 加子母村における碁盤の製作

#### (一) 木曾材木奉行からの注文

さらに、内木家文書をみていくと、御山守内木家が荷物発送の仲介の依頼を受けるばかりではなく、実際に役人たちから直接依頼を受けて製作まで担当することもあった。その一例が、寛政四年(一七九二)七月にみられる。

〔史料二〕<sup>(18)</sup>

以別紙御伺申上候、秋晴之節御座候得共、益御機嫌能御見上被為遊候  
処、恐悦至極ニ奉存候、然者先達而被仰聞候碁盤之儀、夫々吟味仕候  
処、木筋宜栢式本御沙汰被成ら、今般見分仕候処、弥御用意可申儀ニ  
相見へ申候、御尊公様御注文三面、津金様御注文二面、早速出来可仕  
ト奉存候も、大樹之儀ニ付四方面ニも木取可相成候様ニも奉存も候ニ  
付、四方面ニ木取可申や、私儀不案内之儀ニ付、乍恐御内意御伺申候、  
不日被仰下候様奉願上候、依之御伺申上候、以上、

七月十二日

進四郎左衛門様

内木善左衛門

碁盤の製作と御山守内木家

これによれば、当時木曾材木奉行だった進四郎左衛門と津金新兵衛<sup>(19)</sup>から、当時御山守見習であった内木善左衛門(三代武昭)に対し、碁盤の製作が可能かどうか問い合わせがあったとしている。善左衛門は奉行らの問い合わせ後に良好なカヤの木が二本あるという情報を聞きつけ、自らこれらの見分に赴いた。その結果、カヤに目立った問題もなかったため、進四郎左衛門宛の碁盤三枚と津金新兵衛宛の碁盤二枚を早々に作り上げることができ旨を伝えた。しかし、カヤの木が「大樹」であるため、「四方面」で木取りすることも可能であるが、どのようにしたら良いかということを進四郎左衛門に対して尋ねている。

「四方面」とは、表・裏・両側面の四面を直線の木目になるように切り取る四方桁の木取りのことを指していると考えられる。先述した通り、四方木口や四方桁の碁盤は、一本の木から切り取ることが困難な盤面であり、碁盤のなかでは最上級品に位置づけられるものである。ここからは、そうした碁盤が複数枚切り取れるほどの「大樹」を内木善左衛門が見極められる人物であったことをうかがわせる。これに対して、四郎左衛門らができるように回答したのかは、詳細な記事がみられないため判然としない。しかし、これ以後内木善左衛門は、加子母村において碁盤の製作を開始させていくこととなった。

#### (二) 碁盤の製作と発送

碁盤の製作は、七月から十一月にかけておこなわれた。その結果、進四郎左衛門の碁盤は大きいものが一枚、小さいものが二枚の計三枚作成された。これに加えて、挽板で作られた盤面のものも追加で九枚作成され

ている。

作成に際しては、加子母村の木挽である友吉が動員された。以下に示す史料は、友吉によって製作された碁盤の製作代の覚書である。

〔史料三〕<sup>(21)</sup>

覚

一 銀七匁五分 栢碁盤 大壹枚

一 同九匁六分 同小貳枚

一 同四匁五分 同挽板九枚

ノ銀式拾壹匁五分マ、六の誤り也

右之通木作差上申処、相違無御座候、以上、

子十一月

加子母村木挽

友吉印

内木善左衛門様

友吉によって製作された碁盤は、大きい一枚が銀七匁六分、小さい二枚が九匁六分、そして挽板九枚が四匁五分の計二一匁六分で製作されたことがわかる。製作期間が通常の碁盤製作と比べてかなり短期間であるため、碁盤屋が製作するような製品と比べて品質は劣ると思われるが、当時の加子母村では碁盤となる木々を挽き出し、それを製品として加工できるほどの技術を持った人物がいたことがうかがえよう。

完成した碁盤は、上松の役所にいる木曾材木奉行のもとへと送られることになり、発送に際して善左衛門は以下のような動きをみせていた。

〔史料四〕<sup>(22)</sup>

a.

覚

一 栢碁盤

大小三枚

一 同挽板

九枚

右者進四郎左衛門入用ニ付、中津川問屋・庄屋宅迄差送り候間、村継便ニ差送り候様致度、尤人足賃重而受取可相払候間、継送之儀致度、中津川問屋・庄屋之内ニ右木数受取置、進四郎左衛門方沙汰次第差出せ可被申候、依之如件申入候、以上、

子十一月廿八日

加子母村

内木善左衛門判

中津川迄

右問屋

庄屋中

b.

甚寒之節、弥御安廉可被成、御勘考候半ト奉珍重候、然者進四郎左衛門方入用ニ付、碁盤大小三枚、榎挽板九枚、中津川問屋・庄屋宅迄差送り置申候様ニ付、此節差立候間、無相違御通シ被下度、依之如件ニ御座候、以上、

十一月廿八日

内木善左衛門

山口村

中津川 御番所

〔史料四〕 a では、進四郎左衛門が依頼した碁盤が「村継便」にて中津川の間屋・庄屋まで送られることとなり、善左衛門は加子母から中津川に至るまでの村々に対し、それを事前に通達している。また、中津川の間屋・庄屋まで碁盤が送られた後は、四郎左衛門から問い合わせがあり次第差し出せるように取り置いておくようにすることも伝えている。

さらに〔史料四〕bでは、善左衛門は碁盤を発送するにあたって途中に通過する各番所に対しても、事前に荷物を通過させるように連絡を廻していたことがうかがえる。

なお、進四郎左衛門とともに碁盤製作を依頼していた津金新兵衛の碁盤については、当初二枚製作される予定であったが、八月頃にある問題が発生していたことが以下の史料から判明する。

〔史料五〕<sup>23</sup>

弥兼実ニ被成御勤奉賀候、然ハ御頭衆御頼之碁盤之儀、疵出候義に付亦々外々へ御吟味被成候趣申達置、一津金殿御頼之碁盤木取之儀ハ片面さへ疵無之候へハ裏ニ相成候分ハ疵有之候ニ而も宜敷候旨ニ御座候間、今一度御吟味可被成被下候、尤両方江疵出候ハ、是ハ已然ニ無是非候へ共、片面へ出候へハ随分御間ニ合候様ニと次第にも、先々津金殿之分ハ右之御心得に候ハ、御取扱可被下奉頼上候、已上、

八月十五日

橋本祐助

内木善左衛門様

これによれば、碁盤となる盤面に疵が生じたようで、内木善左衛門は事前にこの件について木曾材木方へ相談していたようである。これに対して木曾材木奉行代の橋本祐助は、津金新兵衛へ依頼した碁盤については、片面のみに疵があるようならば、その面は裏にして作成すれば問題ない旨を伝えた。同様のことは、一〇月一二日の段階でも再度善左衛門に対して伝えられている。<sup>24</sup>

とはいえ、木曾材木奉行の使用する碁盤であることを善左衛門が考慮したためか、最終的に津金新兵衛へ送った碁盤は本来予定していた二枚のうち、小さい碁盤一枚のみの製作と発送に代えられた。これも、進四郎左衛

門の碁盤とほぼ同時期に発送されたと考えられる。

以上のように、内木善左衛門は木曾材木奉行からの碁盤製作の依頼にあたって、樹種の選定、木挽たちを動員しての製作、さらには他村や番所に事前に通達をして、荷物を滞りなく発送させる根回しをするなどの活動をしていたことが明らかである。また、製作途中で問題が発生した場合は、迅速にその旨を奉行らに対し報告・相談していたことも判明する。ここからは、奉行たちからの依頼を直接受けた場合、御山守内木家が製作から発送に至るまでのすべてを統轄する立場にあったことがうかがえる。

### (三) 製作代の徴収

なお、御山守内木家の仕事は、製作から発送に至るまでで終了というわけではなかった。以下に示す史料は、碁盤を発送してからおよそ半年が経った寛政五年七月十九日、善左衛門から奉行代の橋本祐助へと宛てた書状の一部である。

〔史料六〕<sup>26</sup>

御手紙早速相届拝見仕候、秋晴能御座候得共、弥御安廉可被成御勤奉珍喜候、然者去冬津金公御注文之碁盤大疵物ニ而難御間ニ合、小盤差上候処、作銭以今御払不被下、扱々込入申候、御勘考之上近内相渡り候様御取扱被下候様奉願上候、此上延引ニ相成候ハ、御取替被下候段参奉存候、去冬之作銭御払之筈以今不相渡込入申候、私も碁盤大振成木種見出し候ハ、又々木作らせ差上申度心掛ニ奉存候、

(中略)

七月十九日

内木善左衛門

橋本祐助様

〔史料六〕をみると、善左衛門が昨年冬に発送した碁盤の製作代が今になっても津金新兵衛から支払われていないこと、そしてこれ以上支払いが延期されてしまつては、その代金を自分の方で立て替えなければならず、非常に困っていることを訴えている。加えて、今後碁盤になりそうな大きな樹木をみつけた際には改めて製作したいので、何とか津金新兵衛に支払つてもらえるよう、橋本祐助に催促している様子がかがえる。

津金新兵衛の碁盤がどれくらい費用で製作されたのかについての詳細は、史料が残っていないため判断としない。しかし、製作代が支払われなかった場合、その費用の立て替えは内木家の方でおこなわなければならなかったようである。そうならないよう、津金新兵衛に何とか支払つてもらおうと懇願する善左衛門の姿が〔史料六〕からは見て取れる。

津金新兵衛が結局この後製作代を納入したか否かについては明らかではないが、これ以後善左衛門が津金新兵衛や橋本祐助に対して催促する様子が見られないため、代金は無事納入されたものと考えられる。

碁盤の製作は村の木挽を動員して有償で作成されていたことは、先に示した〔史料三〕からも明らかである。御山守内木家は、村の者を動員して製作を統轄していたこともあり、製作代を徴収する責任も同時に有していたといえよう。

おわりに

以上、本稿では碁盤の製作をめぐる御山守内木家の動向をみてきた。

御山守内木家は、奉行たち役人の依頼を受けて、碁盤の製作・発送、さ

らには製作代の徴収に至るまでを統轄する役目を担っていた。加子母村で製作された碁盤は短期間で製作されたものであり、専門の職人たちが製作する碁盤と比べれば不十分な出来だった可能性は否めない。しかし、少なくとも一八世紀後半の加子母村では木々を伐採・加工して、碁盤を製作できるほどの技術を持った人物がいたことは確かであり、碁盤の製作に適した木を見極めていたのは、御山守である内木家であった。

奉行たちが専門の職人ではなく、御山守内木家に碁盤の製作を依頼したのは、加子母村と木曾が近いという地理的要因に加えて、内木家が村内の森林や樹種の状況に精通し、奉行たちからの信頼を獲得していたためであった。また、内木家は木挽たちに木々の伐採や加工を担わせることによつて、彼らに生活資金を得る場などを提供していた。このような点を考慮すると、地域のなかにおける森林の活用や村の人びとの生活に際し、御山守内木家は非常に重要な位置にいたといえよう。

近世の加子母村では、ヒノキ・サワラのみならず、御用材になり得ないような木々もまた、櫛木や鳥糞、そして碁盤などの林産加工品として生産されることで、村内外の人びとの生活を支えていた。そのような意味では、地域の森林と人びととの関係は、寧ろこうした木々によつて育まれてきたとも考えられる。地域の森林を活用するにあたって、御山守内木家や村の人びと、さらには尾張藩の役人たちがそれぞれの立場でどのように考え行動していたのか、史料に基づきながらより深く解明していくことが、筆者に引き続き与えられた課題である。

註

(1) 太田尚宏 a 「尾張藩『御山守』の職域形成と記録類」〔国文学研究資料館研究



紀要アーカイブズ研究篇』第一四号、二〇一八年)、同b「宝暦期における御材木仕出と『三浦・三ヶ村御山守』―濃州三ヶ村の森林コントロールとの関連から―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五二号『金鯢叢書』第四五輯所収、二〇一八年)など。

(2) 前掲a・b、芳賀和樹「尾張藩の造林政策と『三浦・三ヶ村御山守』」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五三号『金鯢叢書』第四六輯所収、二〇一九年)など。

(3) 杉村啓治a「裏木曾三ヶ村と尾張藩社会」(岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』、清文堂、二〇〇一年所収)、同b「裏木曾三ヶ村の人参栽培と尾張藩社会」(同前編『尾張藩社会の総合研究』第二篇)、同前、二〇〇四年所収)、同c「尾張藩社会と猛禽類(巢山と鷹)」(同前編『尾張藩社会の総合研究』第三篇)、清文堂、二〇〇七年所収)、前掲註(1)(2)太田・芳賀論文、芳賀和樹「林政史ブックレット尾張藩の林政と森林文化―御山守の仕事と森林コントロール」(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇二〇年)、浅井良亮「近世加子母における災害と御山守―洪水と橋木に注目して―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五五号『金鯢叢書』第四八輯所収)、二〇二〇年)、田原昇・芳賀和樹「林政史ブックレット尾張藩の林政と生活文化―尾張藩林政のなかの御山守」(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇二二年)、栗原健一・高木謙一「林政史ブックレット尾張藩の林政と森林文化―五森林利用の秩序と御山守・村」(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇二二年)など。

(4) 拙稿a「内木家文書にみる加子母村の林産物生産―柳木を中心に―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五四号『金鯢叢書』第四七輯所収)、二〇二〇年)、同b「近世加子母村における鳥糞生産・流通と仕法形成」(徳川林政史研究所『研究紀要』第五六号『金鯢叢書』第四九輯、二〇二二年)。

(5) 明和三年「戊年中御用状留書」(内木家文書 B五八―二〇一〇九、三月一四日条)。

(6) 安永二年「巳年中御用状留」(徳川林政史研究所収集資料三八八―一三三)所収、五月「乍恐奉再願上候御事」(差出・付知村杣頭清助↓宛名・内木彦七殿)。以下、本稿では「徳川林政史研究所収集資料」を「林」と略記。

(7) 公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所編『内木家文書 宝暦三年「御

山方御用并諸事日記』(公益財団法人徳川黎明会 徳川林政史研究所、二〇二二年)所収、「解題」、五頁などを参照。

(8) 前掲註(4)拙稿a、一一八頁。

(9) 堀田護「囲碁」(国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』、吉川弘文館、一九七九年)参照。

(10) 山村甚兵衛については後述の通り、九代良由が名古屋へ出向いた際に同輩の役人たちと碁を打っていることが、彼の日記から判明する。また、一四代内木清衛(武濃)の代には、木曾材木奉行代の石田藤助から投宿した際に囲碁の相手を清衛がしたことに對する御札を述べている書状(内木家文書 B一六〇―一〇七)などがみられるため、木曾材木方の役人たちも碁を嗜んでいたことがうかがえる。

(11) 西川栄明「種類・特徴から材質・用途までわかる 樹木と木材の図鑑―日本の有用種一〇一」(創元社、二〇一六年)、五九頁を参照。

(12) 本章で紹介した碁盤の木取りや製作方法等の大部分は、吉田寅義「碁盤・将棋盤棋具を創る」(大修館書店、一九八一年)に依る。

(13) 安永三年「日記」(内木家文書 B六三―一六)、六月一日条。

(14) 須原信に長年居住し、明和五年(二七六八)に善左衛門という名に改名したとされる(明和五年「日記」(内木家文書 B五九―一〇五―一〇)、正月二五日条、前掲註(13)「日記」、六月一日条を参照)。しかし、どのような立場で、なぜ山村甚兵衛とつながりがあったのかについての詳細は不明。

(15) 所三男「近世林業史の研究」(吉川弘文館、一九八〇年)、五三三―五五九頁、田原昇「山村甚兵衛家による木曾山林支配の様相―御関所御預と植林との関係から―」(徳川林政史研究所『研究紀要』第四二号、二〇〇七年)、二六頁など。

(16) 「良由公日記」(林一七八)を参照。

(17) 前掲註(12)吉田文獻、六五―六六頁参照。

(18) 寛政四年「子年御用留」(林四一四―一六)、七月二日条。

(19) 「藩士名寄」四〇(田蓬左文庫所蔵史料一四〇―一四四)によれば、進四郎左衛門は寛政元年(一七八九)三月九日から同六年六月八日まで木曾材木奉行に就任していた。

(20) 天明四年(一七八四)「辰年御用状留」(林三八八―二〇)、三月三日条、「藩士

名寄」一九(林四一四―一九)を参照。

(21) 前掲註(18)、子一月条。

(22) 同前、十一月二十八日条。

(23) 寛政四年「子年御用状留帳」〔内木家文書 B六五―〇二―一六〕、八月二五日条。

(24) 寛政六年「寅年御用状留帳」〔林三八八―二三〕、二月二二日条や四月二二日条などをみると、橋本祐助の肩書きとして「木曾御材木奉行代」が登場する。また、前掲註(18)などをみても、「進四郎左衛門代」などとして名前が登場するため、こ

れらを勘案すると寛政四年段階でも同様の役職に就いていたことがうかがえる。

(25) 前掲註(23)、一〇月二二日条。

(26) 寛政五年「丑年御用状留帳」〔内木家 B六五―〇三―〇二〕、七月一九日条。

〔付記〕

内木家文書史料調査、ならびに閲覧等の際には、史料所蔵者である内木哲朗氏に格別なご協力とご配慮を賜りました。末筆ながら、ここに記して感謝申し上げます。